

議案第 4 3 号

岩倉市税条例の一部改正について

岩倉市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市税条例の一部を改正する条例

岩倉市税条例（昭和４６年岩倉市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３０条第２項の表第１号オ中「第４項並びに第３３条の７第１項及び第２項」を「第４項」に改める。

第３３条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３３条の７第１項中「の額」を「の額（法人税法第２条第１６号に規定する資本金等の額をいう。次項において同じ。）」に改める。

第３３条の８第１項中「寄附金若しくは金銭」を「寄附金」に改め、同項第３号を次のように改める。

- (3) 所得税法第７８条第２項第４号に掲げる寄附金のうち、愛知県知事の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第３３条の８第１項第５号中「及び第３号に掲げる寄附金（同条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第４号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第３５条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に、「扶養控除額」を「扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」に改め、同条第９項中「同じ」を「市民税について同じ」に改める。

第３５条の３の２第１項第３号中「の氏名」を「又は特定親族の氏名」に改める。

第３５条の３の３第１項中「者に限る。）を」を「者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５０，０００円以下であるものに限る。）を」に改め、同項第３号中「の氏名」を「又は特定親族の氏名」に改める。

第５９条の２第１項第１号中「いう。以下同じ。）又は法人番号」を「いい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資

産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」に改める。

第65条中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

第75条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第80条第2項第2号中「及び個人番号又は法人番号」を「及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」に改め、同項第5号中「定格出力」を「定格出力(第75条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」に改める。

第81条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中

第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第１０９条の３第２項第１号中「及び法人番号」を「及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１６項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

附則第４条の２中「第１０項」を「第１２項」に、「第１１項」を「第１３項」に、「同条第１２項」を「同条第１４項」に、「法人を」を「者を」に改める。

附則第１０条の２第１６項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２ 令和８年４月１日以後に第８４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第８４条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第８５条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第８６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第８４条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のものと巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定する

ものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第85条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 3 条の 2、第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書、第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 2 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日
- (2) 附則第 1 6 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 5 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 3 条の 8 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 の改正規定
公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）の施行の日の属する
年の翌年の 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の岩倉市税条例（以下「新条例」という。）

第 3 3 条の 2 及び第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 0, 0 0 0 円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岩倉市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 5 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 5 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 5 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号

施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 35 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 75 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、岩倉市税条例第 84 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 86 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 岩倉市税条例第 86 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。